

経済研究所共同利用・共同研究拠点プロジェクト研究の
実施及び研究成果報告等に関する取り扱い要項

(平成22年9月6日 運営委員会決定)

経済研究所共同利用・共同研究拠点プロジェクト研究の実施及び研究成果の報告等については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 原則として、本研究所に来所しての研究活動を行う。研究施設、図書、電子データ等の利用にあたっては、別途利用案内における注意事項を遵守するものとする。予算の執行については、別途定める規約に従うものとする。
2. 研究代表者および研究分担者が来所する際は、所定の様式による来所記録を提出すること。
3. 研究代表者および研究分担者は、京都大学経済研究所ディスカッションペーパーを発刊することができる。なお、ディスカッションペーパーは、経済研究所ホームページにPDFで掲載する電子発刊のみとする。
4. プロジェクト研究経費を利用して、発表者その他の参加者を全国の研究者から募って研究会、コンファレンス等の研究集会を開催することができる。プロジェクト期間中、少なくとも1回、研究集会を開催すること。また、研究集会を開催した場合は、所定の様式による報告書を提出すること。
5. 同一代表者によるプロジェクト研究期間は、拠点事業の活動期間6年間において、通算して2年を超えないものとする。
6. 「プロジェクト研究成果報告書」の様式にしたがって、プロジェクト研究の成果を、期日までに提出しなければならない。
7. プロジェクト研究の研究課題に関わる完成版論文を、少なくとも1つ、要旨をつけて、期日までに提出すること。なお、提出論文のタイトルおよび要旨に限定して、非独占的な使用权を、京都大学経済研究所が保有することとする。
8. プロジェクト研究の成果が論文、書籍等として公刊される場合に、京都大学経済研究所共同利用・共同研究拠点のプロジェクト研究の成果である旨を記載すること。
9. プロジェクト研究期間終了後、研究成果の公刊について、京都大学経済研究所共同利用・共同研究支援室より研究代表者に継続的に行う調査に対して、回答すること。
10. プロジェクト研究の申請、成果報告として提出された書類、その他当プロジェクト研究の成果としての提出物は、京都大学経済研究所が作成する共同利用・共同研究拠点の報告書等に収録、活用するものとする。